

(仮称)駅前大橋線軌道建設事業環境影響評価準備書に関する意見と都市計画決定権者の見解

	項目	意見の概要	都市計画決定権者の見解
1	工事中の生活環境に関する懸念	工事中の騒音、振動、電波障害及び埃等により、周辺住民の健康被害やストレスが懸念される。	工事の実施による騒音、振動の予測結果は、いずれも環境基準を下回っており、さらに、環境保全措置として建設機械の集中稼働の回避等を行うことで、更なる抑制に努めます。 粉じん（埃）については、風速5.5m/s以上の強い風の出現率は小さく、粉じんは飛散しにくいと考えており、さらに、環境保全措置として、必要に応じた仮囲いの設置等により更なる抑制に努めます。 なお、電波障害については、電波を遮へいするような建設機械の作業を予定していないことから、発生するおそれはないものと考えています。
2	供用後の生活環境に関する懸念	松川宇品線沿線では、供用後の路面電車の走行による騒音・振動、電波障害、埃及び鉄粉等により、生活環境の悪化が考えられ、周辺住民の健康被害やストレスが懸念される。	路面電車の走行による騒音、振動の予測結果は、いずれも環境基準等を下回っており、さらに、環境保全措置として、必要に応じたバラスト軌道及び樹脂固定軌道の採用や保守作業の適切な実施等により、更なる騒音及び振動の抑制に努めます。 電波障害については、高架部での予測結果を踏まえると、地平部の松川宇品沿線で発生するおそれはないものと考えています。 なお、粉じん等（埃）については、路面電車の軌道敷は舗装されるため、その影響は少ないと考えています。鉄粉については、一般的な環境評価手続の中では環境影響評価項目とはしませんが、今後、車両の更新やレールの適切な維持管理を進め、できる限り低減できるよう努めます。
3	工事用車両との交通事故に対する懸念	工事関係車両等と事故を起こす確率が高くなる。	工事用車両については、運行の効率化を図ることでその走行台数を削減するとともに、工事従事者に対して法定速度の遵守等の安全指導を行い、交通事故の発生抑制に努めます。
4	交通事故に関する懸念	松川宇品線については、工事中は視界が悪くなり事故を起こす確率が高く、工事中を含む完成後には、建物駐車場からの自動車の出し入れが難しくなり事故を起こす確率が高くなる。	工事中の安全対策については、今後、施工計画を立案する中で検討を行いますが、関係法規を遵守のうえ、安全に十分配慮した計画とし、工事着手の前にご説明を行います。また、松川宇品線について、完成後は車線数が減少することとなりますが、道路法に基づく道路構造令の基準を満足する幅員であり、駐車場からの自動車の出入りは問題ないものと考えております。なお、完成後の車道幅員は、路肩、通行帯、導流帯を含め通常の車道より広い幅員を確保する予定としています。
5	建物価値の下落に関する懸念	本事業実施による鉄粉や振動等により、建物の劣化が早くなり資産価値が下落する。	本事業の実施による振動等の影響については、準備書に記載しているとおり、実行可能な範囲でできる限り回避又は低減されているものと考えています。 また、鉄粉については、一般的な環境評価手続の中では環境影響評価項目としていませんが、今後、車両の更新やレールの適切な維持管理を進め、できる限り低減できるよう努めます。
6	事業に伴う損害に関する意見	事業の実施による健康被害や資産価値の下落に対する多大な損害賠償が発生する。	なお、資産価値については、環境影響評価における予測・評価の対象外であるうえ、社会経済情勢など様々な要因により決定されるものと考えます。
参考	事業計画全般に関する意見	事業計画について、既存通路を活かした軌道計画として欲しい。また、計画策定前に住民にもっと周知して欲しい。	平成25～26年に延べ21回の地元説明会を開催し、沿道の方々の多くのご意見を踏まえた上で本事業の骨格となる「広島駅南口広場の再整備等に係る基本方針」を決定しました。さらに、都市計画法や環境影響評価の手続きの中で、地元の方々のご意見を伺いながら進めています。
		松川宇品線通行には絶対反対だが、工事をするかは決まっているのか。議会を通せば勝ちという考え方を止めて欲しい。	平成25～26年に延べ21回の地元説明会を開催し、沿道の方々の多くのご意見を踏まえた上で本事業の骨格となる「広島駅南口広場の再整備等に係る基本方針」を決定しました。今後、都市計画法や環境影響評価などの手続きの完了後に工事に着手することになりますが、着手の前には地元関係者の方々に事業案のご説明を行い、ご理解が得られるよう努めながら事業を実施する予定です。